弁護士会 災害ADR

特集Ⅱ



Q 弁護士会のADRとはどのような手続なの？

A 弁護士があっせん人となって話し合いによる円満解決を目指す手続きです

詳しい説明

弁護士会のADRは、**弁護士が、中立の立場で「和解のあっせん人」**となって、当事者の言い分をよく聞いて、当事者間での自主的な和解による解決を援助、促進する手続です。

このように、弁護士会ADRは、**話し合いによる円満な解決を目指す手続**です。

様々な紛争に関して、双方が、弁護士という法律の専門家から事情に応じた法的助言を得ることで、互いに歩み寄る可能性があるような事案に有効であるといえます。



Q 災害ADRって、何？

A 災害によって発生した様々なトラブルを扱う特別なADR手続です

詳しい説明



「災害ADR」とは、様々な災害に起因する紛争の解決に関して、熊本県弁護士会のADRを利用する方々の経済的・手続的負担を軽減するため設けられた手続きです。令和2年4月からは、「新型コロナウイルス感染症」に起因する紛争にも適用され、今般、**「令和2年7月豪雨」に起因する紛争にも適用**されることになりました。

「令和2年7月豪雨」に起因して、様々なトラブルの発生が予想されますので、そのようなトラブルでお困りのときは、「災害ADR」を是非ご活用ください。



Q 災害ADR利用の費用は？

A 申立手数料無料，成立手数料も下の表をもとに減額等を事情に応じて検討します

和解による解決金の額	成立手数料の算出基準
１００万円以下	８％
１００万円超～　３００万円以下	５％＋　３万円
３００万円超～３０００万円以下	１％＋１５万円
３０００万円超	０．５％＋３０万円

（別途消費税が加算されます）

本ニュースは、発行日時点の状況及び制度を元に作成しております。最新の情報や個別の事情についてご確認・ご相談をされたいときは、無料相談にて弁護士におたずねください。本ニュースは、内容を改変されない限り、自由に複製・頒布をしていただいてかまいません。

災害ADR手続の流れ

1 申込用紙による申込み、申立て

「災害ADR申込用紙」に必要事項を記入、熊本県弁護士会紛争解決センター宛に郵送またはFAXする。
その後、選任されたサポート弁護士が電話連絡にて申立ての内容を聞き取り、申立書を作成・提出し、申立て完了。

2 申立ての受付

相手方に連絡し、話し合いに応じてもらえるよう要請。
応じる場合はあっせん期日を設定、応じない場合は、手続終了。

3 あっせん期日

あっせん人が双方の言い分をよく聞き、和解のあっせんを行う。あっせん期日は、原則3回以内。
話し合いを重ねても解決に至らない場合は、手続終了。

4 和解成立

和解成立した場合、「和解契約書」を作成して手続終了。
申立人と相手方とで、成立手数料を負担する。



窓口はこちら

熊本県弁護士会紛争解決センター
住所　〒860－0078
熊本市中央区京町1丁目13－11
TEL 096-325-0913／FAX 096-325-0914

＜申込書による申込み＞
下記の災害ADR申込用紙に記入の上，左記の紛争解決センターへ郵送またはFAXしてください。後日弁護士から内容確認の電話連絡等を行います。

熊本県弁護士会　紛争解決センター　御中（ＦＡＸ：　０９６－３２５－０９１４）

災害ADR申込用紙

－令和２年７月豪雨関連－

※申込人の連絡先は、平日・日中に連絡可能な電話番号をご記入ください。

申込人	氏　名 （会社名及び代表者名）	（ふりがな）	
	住　所	〒	
	連絡先	TEL	携帯
相手方	氏　名 （会社名及び代表者名）	（ふりがな）	
	住　所	〒	
	連絡先	TEL	携帯
紛争類型	□雇用関係　□借地借家　□近隣問題　□建物やマンションの修繕 □損害賠償　□その他		